

一般社団法人地域 DX 研究所くまぐま 会則

第 1 章 総則

第 1 条（目的）

この会則は、一般社団法人地域 DX 研究所くまぐま（以下「法人」という。）の定款に基づき、会員に関する必要な事項を定め、法人の円滑な運営及び活動の推進を図ることを目的とする。

第 2 条（適用）

この会則は、法人のすべての会員に適用する。

第 3 条（会員制度の位置付け）

- 1 法人における法令上の「社員」は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に定める社員をいい、法人の議決権を有する者とする。
- 2 この会則に定める会員のうち、社員会員は前項の社員を兼ねるものとする。
- 3 社員会員以外の会員は、法人法上の社員には当たらず、社員総会における議決権を有しない。

第 2 章 会員

第 4 条（会員の種別）

法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 社員会員 法人の目的に賛同して入社し、一般法人法上の社員として法人の議決権を有する個人又は団体
- (2) 一般会員 法人の目的に賛同し、その事業に参加し、又は支援する個人又は団体
- (3) 賛助会員 法人の目的に賛同し、主として資金、物資、技術、情報その他の方法により法人を賛助する個人又は団体
- (4) 学生会員 法人の目的に賛同し、地域 DX、防災、情報通信、地域づくり等に関心を持ち、学習又は活動参加を希望する学生

第 5 条（会員資格）

- 1 会員は、法人の目的及び趣旨に賛同し、この会則その他法人の定めを遵守する者でなければならない。
- 2 社員会員については、定款に定める入社手続によるものとする。

- 3 一般会員、賛助会員、学生会員は、この会則に定める手続により入会するものとする。

第3章 入会

第6条（入会申込み）

- 1 会員として入会しようとする者は、法人所定の入会申込書その他法人が定める方法により申し込まなければならない。
- 2 社員となるには申込みをし、理事会の承認を得るものとする。
- 3 社員会員以外の会員の入会の可否は、代表理事が決定する。
- 4 代表理事は、必要があると認めるときは、理事の意見を聴くことができる。

第7条（入会の不承認）

法人は、入会申込者が次の各号のいずれかに該当する場合には、入会を承認しないことができる。

- (1) 法人の目的又は信用を害するおそれがあるとき
- (2) この会則その他法人の定めに違反するおそれがあるとき
- (3) 反社会的勢力又はこれに準ずる者と認められるとき
- (4) 入会申込書その他提出書類に虚偽の記載があるとき
- (5) その他法人の運営上不適当と認められるとき

第8条（入会日）

会員の入会日は、法人が入会を承認した日とする。

第4章 入会金及び会費

第9条（入会金及び会費）

- 1 社員会員は、定款の定めに基づき、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 2 一般会員、賛助会員、学生会員の入会金及び会費の額、納入方法、納入時期その他必要な事項は、社員総会の決議により別に定める。
- 3 会費は、法人の事業活動、運営費その他法人の目的達成に必要な経費に充てる。

第10条（会費の不返還）

既納の入会金及び会費は、法令又は法人が特に認める場合を除き、返還しない。

第11条（会費滞納）

- 1 会員が入会金又は会費を所定の時期までに納入しないときは、法人は催告を行うことができる。
- 2 社員会員が長期間会費を滞納した場合の資格喪失については、定款の定めによる。 ☒
- 3 社員会員以外の会員が相当期間会費を滞納したときは、代表理事は、その資格停止又は退会扱いとすることができる。

第5章 会員の権利及び義務

第12条（社員会員の権利）

社員会員は、法令、定款及び規程の定めるところにより、次の権利を有する。

- (1) 社員総会に出席し、議決権を行使する権利
- (2) 法人の運営及び事業に関し説明を受ける権利
- (3) 法人の事業に参加する権利
- (4) その他法令、定款及び規程により認められた権利

第13条（社員会員以外の会員の権利）

社員会員以外の会員は、次の権利を有する。

- (1) 法人の事業、催し、研究、研修、交流活動その他に参加すること
 - (2) 法人の発行物、情報提供、案内等を受けること
 - (3) 法人に対して意見、提案又は協力の申出を行うこと
- 2 社員会員以外の会員は、社員総会における議決権を有しない。

第14条（会員の義務）

会員は、次の義務を負う。

- (1) 法令、定款、会則その他法人の定めを遵守すること
- (2) 法人の目的及び信用を損なう行為をしないこと
- (3) 法人の活動において知り得た秘密情報、個人情報その他重要情報を適切に取り扱うこと
- (4) 入会金及び会費その他負担金を所定の方法により納入すること
- (5) 法人からの照会その他必要な事務連絡に誠実に対応すること

第6章 退会、除名及び資格喪失

第15条（任意退会）

- 1 社員会員は、定款の定めにより、1 か月以上前に法人に予告することにより、いつでも

退社することができる。

2 社員会員以外の会員は、法人所定の退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

3 退会した会員は、退会日以後、会員としての権利を失う。

第16条（除名）

1 社員会員の除名は、定款及び一般法人法の定めに従い、社員総会の決議により行う。☒

2 社員会員以外の会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、代表理事は、当該会員に弁明の機会を与えた上で、退会又は除名の措置をとることができる。

- (1) 法人の名誉又は信用を著しく害したとき
- (2) 法人の目的に反する行為をしたとき
- (3) この会則その他法人の定めにより重大に違反したとき
- (4) 反社会的勢力との関与が判明したとき
- (5) その他会員として著しく不適当な行為があったとき

第17条（資格喪失）

1 社員会員の資格喪失は、定款の定めによる。

2 社員会員以外の会員は、次の各号のいずれかに該当したときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡し、又は団体が解散したとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 会費の滞納その他により会員継続の意思がないと認められるとき
- (5) 法人が当該会員制度を廃止したとき

第7章 会員名簿等

第18条（会員名簿）

1 法人は、会員の氏名又は名称、連絡先、会員種別その他必要な事項を記載した会員名簿を作成し、管理する。

2 会員名簿の管理は、事務局が行う。

3 会員名簿に記載された情報は、法人の運営、連絡、会費管理、事業案内その他正当な目的の範囲で利用する。

第19条（届出事項の変更）

会員は、氏名若しくは名称、住所、連絡先、所属その他法人への届出事項に変更が生じたときは、速やかに法人に届け出なければならない。

第8章 会員活動

第20条（会員の参加）

会員は、法人の目的に沿って、研究、調査、実証、地域支援、普及啓発、人材育成、情報交換その他の活動に参加することができる。

第21条（部会等）

- 1 法人は、必要に応じ、特定の分野又は事業に関する部会、研究会、委員会その他の活動単位を設けることができる。
- 2 部会等の設置、構成及び運営に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

第9章 雑則

第22条（会則に定めのない事項）

この会則に定めのない事項は、法令、定款、社員総会の決議及び法人の他の規程の定めるところによる。

第23条（改廃）

この会則の改廃は、社員総会の決議により行う。

附則

この会則は、令和8年5月26日から施行する。